

第11章 被害救済等

第1節 公害健康被害補償制度

1 制度の概要と府下の状況

大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）は、基本的には民事責任を踏まえた損害賠償制度としての性格を持ち、その被害者に対し、医療給付・障害補償等を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を実施することとしており、これらの事業に必要な費用は、原則として汚染原因者が汚染の寄与度に応じて負担することとなっている。

府域では、昭和44年12月、大阪市西淀川区が旧「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和44年法律第90号（昭和49年9月1日、公害健康被害補償法の施行に伴い廃止））に基づく救済対象地域に指定されて以来、逐次、対象地域の拡大が行われた。昭和59年度末においては、大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっている。

これらの地域における本制度の対象者は、大気汚染による気管支喘息等の4疾病とそれらの続発性にかかっている者のうち、法律の定めるところにより、各指定地域の市長が認定することとなっており、その認定状況は表2-11-1のとおりである。

表2-11-1 公害健康被害者認定状況

(1) 指定地域別認定状況

(昭和60年3月末現在)

地 域	認定患者数	左 の うち 取 消 数			現存認定患者数
		治 ゆ 等	死 亡	転 出	
大 阪 市 全 域	32,711人	9,121人	4,473人	370人	18,747人
豊 中 市 南 部	982	266	114	32	570
堺 市 西 部	5,089	582	747	50	3,710
吹 田 市 南 部	563	46	74	11	432
守 口 市 全 域	4,515	890	277	100	3,248
東 大 阪 市 中 西 部	3,504	264	313	55	2,872
八 尾 市 中 西 部	2,021	176	199	41	1,605
計	49,385	11,345	6,197	659	31,184

(2) 各年度末現存認定患者数の推移

年 度	昭55	56	57	58	59
各年度末現存認定患者数(人)	29,352	29,919	30,315	30,684	31,184

2 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金(5万円)を支給することとしており、昭和59年度は717名の死亡者の遺族に対し、総額8,585万円を支給した。

3 公害医療研修事業に対する助成

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している社団法人大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

第2節 公害等の苦情及び紛争の処理

第1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和59年度に取り扱った公害に関する苦情件数は7,336件であり、このうち新規に直接受理した件数は5,384件で、前年度に比べて423件（7.3%）の減少となっている（表2-11-2）。

表2-11-2 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・他府県	警察	国の機関	
昭59	7,336	5,384	24	10	13	1	1,928
58	7,580	5,807	38	9	27	2	1,735

1 苦情の発生状況

(1) 公害の種類別苦情件数

昭和59年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が4,764件で全体の88.5%を占めており、このうち騒音に関するものが2,180件で最も多く、全体の40.5%を占め、次いで大気汚染1,167件（21.7%）、悪臭690件（12.8%）、水質汚濁413件（7.7%）、振動305件（5.6%）となっている（図2-11-1、表2-11-3）。

図2-11-1 公害の種類別苦情件数の推移

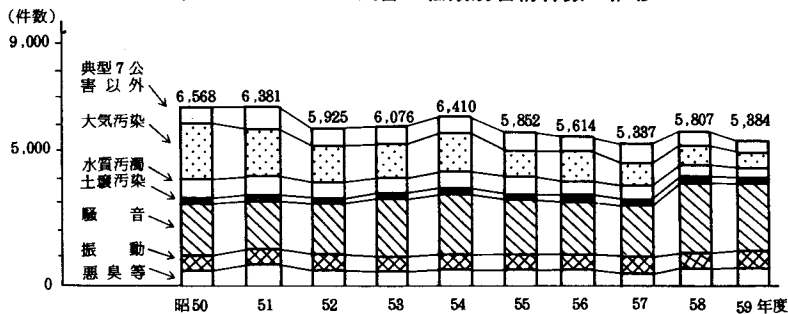


表 2-11-3 公害の種類別苦情件数

公害の種類		年度 件数		昭 59		昭 58	
		件数	構成比	件数	構成比		
典型7公害	大気汚染	1,167	21.7%	1,231	21.2%		
	水質汚濁	413	7.7	419	7.2		
	土壌汚染	6	0.1	9	0.2		
	騒音	2,180	40.5	2,615	45.0		
	振動	305	5.6	290	5.0		
	地盤沈下	3	0.1	7	0.1		
	悪臭	690	12.8	687	11.8		
	計	4,764	88.5	5,258	90.5		
典型7公害 以外のもの	日照阻害	—	—	—	—		
	電波障害	12	0.2	16	0.3		
	廃棄物	176	3.3	145	2.5		
	その他	482	8.0	388	6.7		
	計	620	11.5	549	9.5		
合計		5,384	100.0	5,807	100.0		

註 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した（以下表2-11-8についても同じ。）。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が711件で最も多く、全体の14.9%を占め、次いで繊維・衣服製造業184件（3.9%）、機械・器具121件（2.5%）、木材・家具・木製品120件（2.5%）となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、商店、飲食店が833件で最も多く、全体の17.5%を占め、これに土木・建築工事668件（14.0%）、一般家庭140件（2.9%）が続いている（表2-11-4）。

表 2-11-4 発生源の業種別苦情件数

発生源の業種		年度		昭 59							58			
		公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
		件数	構成比								件数	構成比		
生産工場	食 料 品	14	18		38	2		30	102	% 2.1	114	% 2.2		
	織 維 ・ 衣 服	56	19		79	17		13	184	3.9	192	3.7		
	木材・家具・木製品	73	3		34	1		9	120	2.5	116	2.2		
	パルプ・紙製品	8	10		13	3		3	37	0.8	42	0.8		
	石油・化学製品	27	13	1	15	1		27	84	1.8	124	2.4		
	ゴム・皮革製品	9	1		11	7		7	35	0.7	28	0.5		
	窯業・土石製品	29	7	2	14	1	1	5	59	1.2	61	1.2		
	鉄鋼・非鉄金属製品	166	47	1	329	85		83	711	14.9	686	13.0		
	機 械 ・ 器 具	26	10		58	10		17	121	2.5	107	2.0		
	そ の 他	91	15		118	9		50	283	6.0	305	5.8		
	計	499	143	4	709	136	1	244	1,736	36.4	1,775	33.8		
生産工場以外のものである	修 理 工 場	23	4		17			13	57	1.2	65	1.2		
	土木・建築工事	234	8	1	309	96		20	668	14.0	645	12.3		
	交 通 機 関	9	1		67	48		3	128	2.7	129	2.4		
	牧畜・養豚・養鶏場	2	11					26	39	0.8	34	0.6		
	下水・清掃事業	12	17	1	10	4		25	69	1.5	50	1.0		
	娯楽遊興施設 スポーツ施設	2			45	1		4	52	1.1	43	0.8		
	一 般 家 庭	12	39		55			34	140	2.9	178	3.4		
	鉱 業		1		1				2	0.1	3	0.1		
	商 店 ・ 飲 食 店	38	17		724	2	1	51	833	17.5	1,214	23.1		
	事 務 所	12	1		19			6	38	0.8	35	0.7		
そ の 他	276	53		214	16	1	212	772	16.2	858	16.3			
不 明	48	118		10	2		52	230	4.8	229	4.3			
	計	668	270	2	1,471	169	2	446	3,028	63.6	3,483	66.2		
合 計		1,167	413	6	2,180	305	3	690	4,764	100.0	5,258	100.0		

(3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,555件と最も多く、全体の32.7%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,535件と全体の半数以上(53.2%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,373件(28.8%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が606件(12.7%)となっている(表2-11-5)。

表2-11-5 被害の地域別苦情件数

被害地域の特性		年度							57		58	
		公害の種類							合計		合計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	件数	構成比	件数	構成比
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	35	22	0	66	3	0	19	145	3.0	156	3.0
	第2種住居専用地域	186	69	0	431	38	1	110	835	17.5	930	17.7
	住居地域	352	121	3	757	106	0	216	1,555	32.7	1,691	32.1
	小計	573	212	3	1,254	147	1	345	2,535	58.2	2,777	52.8
	近隣商業地域	29	6	0	131	10	0	18	194	4.1	258	4.9
	商業地域	60	4	0	236	29	0	83	412	8.6	500	9.5
	小計	89	10	0	367	39	0	101	606	12.7	758	14.4
	準工業地域	337	101	0	393	86	1	137	1,055	22.1	1,131	21.5
	工業地域	65	28	0	91	25	0	61	270	5.7	232	4.4
	工業専用地域	27	3	1	3	2	0	12	48	1.0	67	1.3
小計	429	132	1	487	113	1	210	1,373	28.8	1,430	27.2	
その他	69	45	1	66	6	1	25	213	4.5	244	4.6	
計	1,160	399	5	2,174	305	3	681	4,727	99.2	5,209	99.0	
都市計画区域以外の区域		7	14	1	6	0	0	9	37	0.8	49	1.0
合計		1,167	413	6	2,180	305	3	690	4,764	100.0	5,258	100.0

(4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,609件で最も多く、全体の75.8%を占め、次いで健康に対する被害624件(13.1%)、財産に対する被害364件(7.6%)となっている(表2-11-6)。

表 2-11-6 被害の種類別苦情件数

年度 公害の種類 被害の種類		昭 59									58	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
健 康		129	4	0	430	19	0	42	624	13.7%	332	15.3%
財 産		261	24	0	21	52	0	6	364	7.6	409	7.8
動 物・植 物		9	72	5	0	0	0	2	88	1.8	95	1.8
感 覚 的・心 理 的		754	276	0	1,711	233	0	635	3,609	75.8	3,851	73.2
そ の 他		14	37	1	18	1	3	5	79	1.7	71	1.4
合 計	件 数	1,167	413	6	2,180	305	3	690	4,764	—	5,258	—
	構 成 比	24.5	8.6	0.1	45.8	6.4	0.1	14.5	—	100.0	—	100.0

註 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

2 苦情の処理状況

昭和59年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは5,238件で、取扱件数7,336件の71.4%を占めている（表2-11-7）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,226件と最も多く、全体の23.4%を占め、次いで作業の停・廃止、行為の中止645件(12.3%)、生産工程・作業方法の改善575件(11.0%)、原因物質の除去等478件(9.1%)となっている（表2-11-8）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表2-11-9及び表2-11-10のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表2-11-11のとおりである。

表 2-11-7 苦情処理件数（昭和59年度）

年 度	合 計	処 理 件 数						その他翌年 度へ繰越等
		解 決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市町村・ 他府県	警 察	国の機関	他の機関	
昭 59	7,336	5,238	131	34	10	19	68	1,967
58	7,580	5,410	159	33	29	11	86	2,011

表 2-11-8 処理内容別苦情処理件数（昭和 59 年度）

処理内容	典 型 7 公 害								典 型 7 公害 以外 の情 苦	合 計	
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計		件数	構成比 %
工場等移転	14	1	0	36	3	0	6	60	1	61	1.2
機械施設の移転	10	2	0	42	6	0	14	74	2	76	1.5
機械施設の改善	70	26	0	138	18	0	22	274	4	278	5.3
故障の修理復旧	32	20	0	21	6	0	10	89	4	93	1.8
生産工程・作業方法の改善	237	18	1	201	19	0	82	558	17	575	11.0
作業時間の変更	7	0	0	272	6	0	0	285	3	288	5.5
作業停止・廃止行為の中	273	6	0	187	24	0	47	537	108	645	12.3
原因物質の除去等	40	64	3	6	1	0	62	176	302	478	9.1
被害者の建物等への防	3	0	0	3	1	0	1	8	0	8	0.1
府・市町村の措置又は説明に納	201	117	1	548	120	1	162	1,150	76	1,226	23.4
防除機械・施設の新設	73	22	0	171	19	0	44	329	7	336	6.4
その他	210	102	1	567	59	1	144	1,084	90	1,174	22.4
合計	1,170	378	6	2,192	282	2	594	4,624	614	5,238	100.0

注 前年度からの繰越分を含む。

表 2-11-9 府警察機関における公害関係苦情処理状況（昭和 59 年）

区分	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物	合計
処理	説諭等	2	0	608	0	5	18	633
	行政引継（通報）	1	0	5	0	10	31	47
	措置不能	2	0	6	0	2	7	17
合計		5	0	619	0	17	56	697

表 2-11-10 公害関係事犯検挙状況（昭和 59 年）

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	廃棄物	合計
検挙件数	0	19	137	156

表 2 - 11 - 11 農業関係の苦情処理状況（昭和 59 年度）

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況(苦情内容)	措 置
水質汚濁	工場からの排水	昭 59. 1. 28	水 稲	岸和田市尾生町	水稲の生育障害	現地調査及び土壌分析から土壌改良を指導した。(昭 59.7.30 回答)
大気汚染	塗装工場の屋外塗装	昭 59. 4. 5	水 稲	貝塚市清見	土壌汚染のおそれ	現地調査及び土壌分析の結果、土壌の汚染状況は認められなかった。(昭 59. 5. 10 回答)
	工場からの排出ガス	昭 59. 6. 19	タマネギ	泉佐野市鶴原	タマネギの葉の褐変	現地調査及び土壌分析の結果、工場からの排出ガスが原因とは考えられない。土壌の強酸性が原因と考えられる。(昭 59.11. 14 回答)
水質汚濁	工場からの浸出水	昭 59. 8. 8	水 稲	柏原市片山町	水稲葉の枯死及び褐変	現地調査及び土壌分析の結果、硫酸によるものと判断した。対策として水の掛け流しを指導した。(昭 59.10. 30 回答)
大気汚染	工場からの排出ガス	昭 59. 8. 15	水 稲	阪南町鳥取中	水稲葉の褐変	現地調査の結果、塩化水素あるいは塩素が原因と推定した。対象工場に施設の改善を指導した。(昭 60. 3. 26 回答)
	風呂屋の排煙	昭 59. 9. 8	水 稲	摂津市千里丘東 2 丁目	水稲葉の褐変	現地調査及び土壌分析の結果、大気汚染物質によるものではないと判断した。(昭 60. 2. 27 回答)
水質汚濁	工場からの排水	昭 59.10. 5	水 稲	泉佐野市樫井	水稲の生育障害	現地調査及び土壌分析を行ったが、原因は究明できなかった。観察調査継続(昭 60. 1. 22 回答)

第2 公害紛争の処理

1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和59年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は58件、終結件数は50件である。このうち昭和59年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し10件、新規受理3件の合計13件でこれらについて紛争の調停の手続を進めてきた結果、5件が終結した（表2-11-12～13）。

表2-11-12 公害紛争の取扱状況

（昭和60年3月31日現在）

年度	件数	受 理 件 数	終 結 件 数	翌年度への繰越件数
昭45～54		41	25	16
55		2	6	12
56		4	1	15
57		3	7	11
58		5	6	10
59		3	5	8
合 計		58	50	

表 2 - 11 - 13 公害紛争の処理（終結）概要（昭和 59 年度）

事 件 の 表 示	受理年月日	手続開催回数	終結の種類
	終結年月日		
昭和 55 年(調)第 1 号(若江東鉄工所)事件 〔鉄工所から発生する騒音等に対して防音壁の設置等 等を請求〕	昭55. 2.22 ----- 59.10.18	8	取 下 げ
昭和 56 年(調)第 3 号(青葉区画道路 1 号線)事件 〔富田林市区画道路 1 号線の工事中止等を請求〕	昭56.12.25 ----- 59.10. 9	25	調停成立
昭和 57 年(調)第 4 号(星丘病院騒音等)事件 〔病院から発生する騒音等に対して防音壁の設置等 を請求〕	昭57.12.24 ----- 59. 7.27	13	調停成立
昭和 59 年(調)第 4 号(古川橋 A 団地建設騒音)事件 〔分譲住宅建設による騒音等に対して損害賠償を請 求〕	昭59. 8.24 ----- 60. 3. 8	9	調停成立
昭和 59 年(調)第 5 号(古川橋 A 団地建設騒音)事件 〔分譲住宅建設による騒音等に対して損害賠償を請 求〕	昭59.11.19 ----- 60. 3. 8	6	調停成立